

これまでのTPPを巡る経緯

平成28年10月4日 予算委員会で安倍総理の答弁

日本がそれを批准していく...ということになれば米国だけがおくれていくのではないかと。そうなってくれば、米国が果たしてTPPに入らなくて戦略的にいいのかと。これは当然そうなっていくのだろう。

10月14日 臨時国会の衆議院でTPP承認のための審議入り

11月9日 米国大統領選挙で、共和党のドナルド・トランプ候補の勝利宣言



11月10日 衆議院本会議でTPP協定強行採決し衆議院通過



11月11日 TPP法案が11日参議院本会議で審議入り

11月11日 参議院本会議で安倍総理の答弁

国会で協定が承認され、整備法案が成立することで、自由貿易を推進し、TPP協定の早期発効を目指すべきとの立法府も含めた我が国の意思が明確になります。我が国が主導することで、早期発効に向けた気運を高めていきます。今後、あらゆる機会を捉えて、米国並びに他の署名国に国内手続の早期の完了を働きかけていきます。

11月18日 安倍首相 NYトランプタワーでトランプ次期大統領と会談

「胸襟を開いて率直な会談が出来た。共に信頼関係を築いていくことができる確信を持てる会談だった」

(出典：2016.11.18 産経)

11月21日 トランプ次期大統領がTPPから離脱する意思を表明

(出典：2016.11.22 産経)

12月9日 参議院でTPP法案可決、成立

平成29年1月20日 TPP国内手続き完了、協定事務局のニュージーランドに通知

(出典：2017.1.21 読売)

1月20日 トランプ新大統領就任式



1月23日 トランプ大統領、TPP署名国からの離脱する大統領令に署名



1月25日 参議院本会議で安倍総理の答弁

トランプ大統領も自由で公正な貿易の重要性については認識していると考えており、TPP協定が持つ戦略的、経済的意義についても腰を据えて理解を求めていきたいと考えています。

米国通商代表に対する大統領覚書「TPP交渉及び協定（合意）からの米国の離脱」仮訳

平成29年1月24日
外務省

全ての交渉において、特に米国労働者を含む米国民及びその財産上の福祉を代表し、彼らの利益にかなう経済的に利益のある貿易協定を作っていくことは、自分の政権の政策である。

さらに、自分の政権は、これらの成果を確実にするため、個別の国と直接、一対一（又は二国間）で、今後の貿易協定を交渉していく考えである。他国との貿易は、自分の政権及び米国大統領として自分自身にとって最重要であり、これからも常に最重要であり続ける。

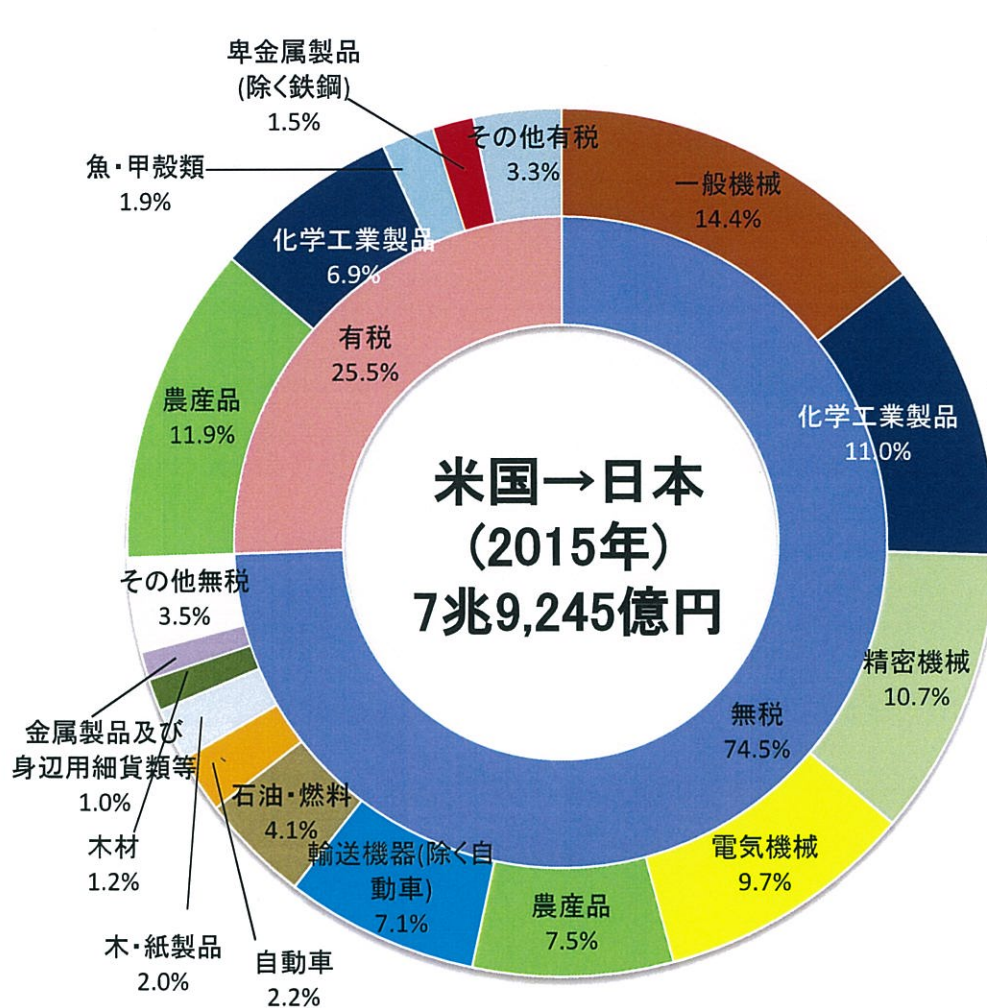
これらの原則に基づいて、かつ、合衆国憲法及び米国の法律により大統領である自分自身に与えられた権限によって、自分は、貴通商代表に対して、米国がTPPの署名国として離脱し、かつ米国が永続的にTPP交渉から離脱するとともに、米国の産業を振興し、米国の労働者を保護し、及び米国の賃金を上げるために、二国間の貿易交渉を可能な限り追求するように指示する。

貴通商代表は、米国がTPPの署名国として離脱し、かつ、TPPの交渉プロセスから離脱する旨、TPP締約国及び寄託者に対して、書面による通知を適切に発出するように指示される。

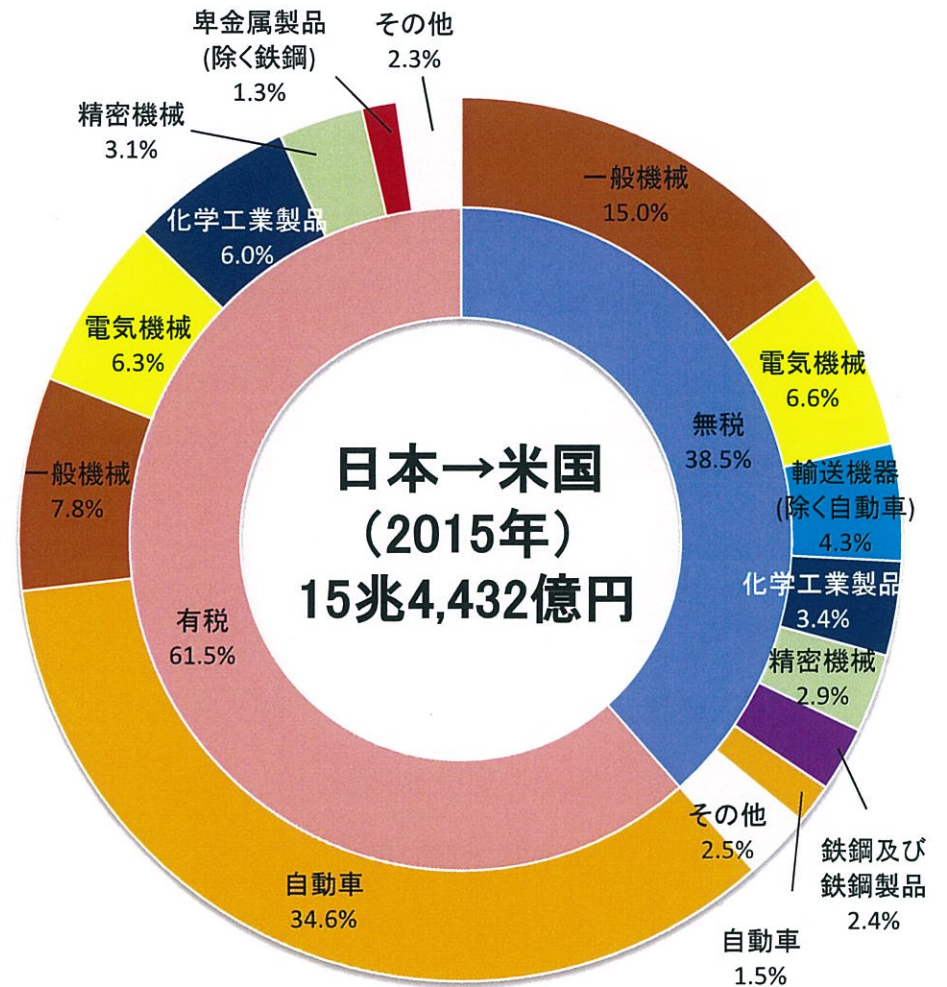
貴通商代表は、本件覚書を連邦官報に公表する権限が与えられ、かつ指示される。

平成29年1月27日(金)
福島 伸享(民進)
予算委員会
資料 2
出典:外務省資料「TPP交渉及び協定からの米国の離脱」大統領覚書仮訳

米国との貿易関係(2015年)



貿易データ:財務省貿易統計(2015年)
 関税データ:実行関税率表(2015年)
 (関税割当等の内枠を有税とする)



貿易データ:GTA(10桁ベース)(2015年)
 関税データ:WTO-IDB(8桁ベース)(2015年)

米国のTPP離脱大統領令を受けた各国首脳、外相等の主な発言

ターンブル・オーストラリア首相
・アメリカ抜きでTPPを進める機会もあり、昨夜は安倍首相とこれについて活発に議論した。 (出典：1月25日 TBS)
フリーランド・カナダ外相
・TPPは米国が批准国として参加しなければ効力を持たないような設計になっていた。 ・ <u>米国抜きでのTPPはあり得ない。</u> (出典：1月24日 ローター通信)
ムニョス・チリ外相
・ <u>米国を除くTPP参加国に中国と韓国を新たに加えた枠組みでの貿易協定を模索する。</u> (出典：1月25日 毎日新聞)
イングリッシュ・ニュージーランド首相
・TPPは死んでいない。 <u>代替案に取り組む。</u> (出典：1月24日 時事通信)
ムスタバ・マレーシア貿易産業相
・東南アジア地域の経済統合や東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の妥結、二国間のFTA交渉に焦点を移す。 (出典：1月25日 朝日新聞)
ペニャニエト・メキシコ大統領
・TPP発効は難しくなった。 ・TPP参加国と二国間の協定締結に向けた対話をすぐに開始する。 (出典：1月25日 朝日新聞) ・ <u>今後は米国抜きの11か国との連携や、ブラジルやアルゼンチンとの二国間通商交渉に力点を置く。</u> (出典：1月25日 毎日新聞)
クチンスキ・ペルー大統領
・トランプ氏は自由貿易に反対で、私は賛成の立場だ。ならばどうするか。中国を始め、アジア諸国、豪州、ニュージーランドと協力すべきだ。 ・アジア太平洋経済協力会議にインドを参加させれば、新たな貿易協定の枠組みづくりのきっかけになる。 (出典：1月25日 毎日新聞)
シンガポール貿易産業省報道官
・ <u>米国の参加なしにTPPは発効できない。</u> ・RCEPを含めて、他の地域統合に向けた協議に参加していく。 (出典：1月25日 朝日新聞)
グエン・チ・ズン・ベトナム計画投資相
・米国が参加するかどうかによらず、全力で前に進めていく。 (出典：1月24日 時事通信)

平成29年1月27日(金)

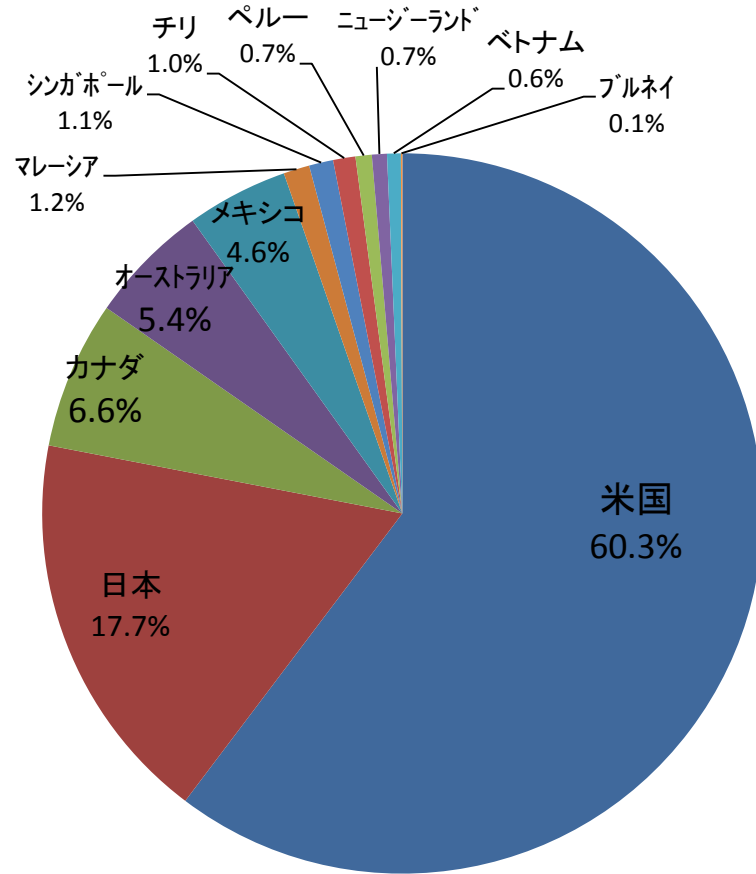
福島 伸享(民進)

予算委員会

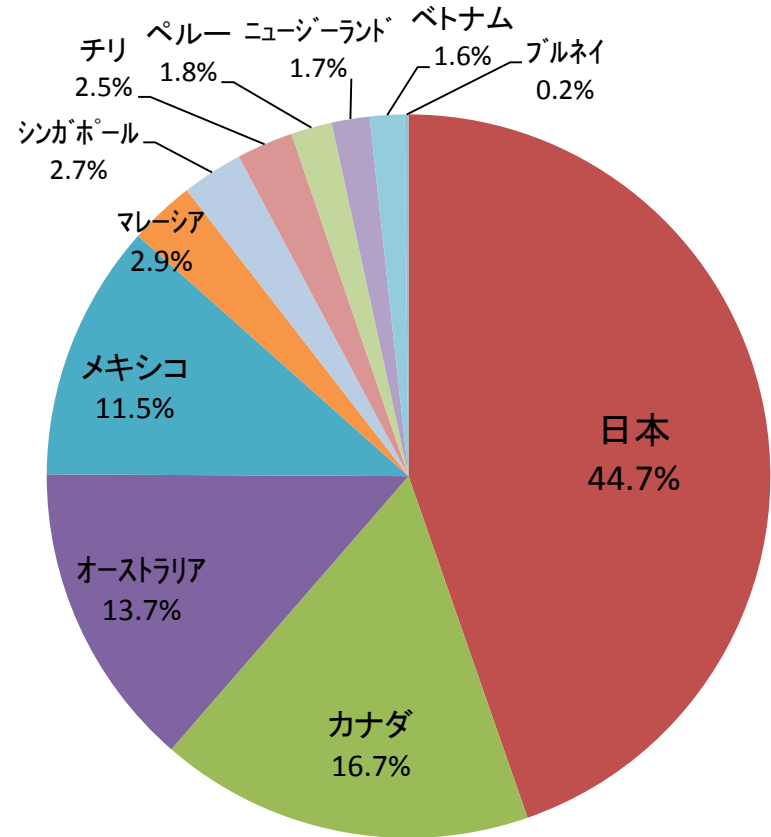
資料 4

出典：各報道記事をもとに福島事務所作成

TPP原署名国のGDP割合(2013年)



米国以外のTPP原署名国GDP割合(2013年)



日本の主な貿易相手国(2015年)

日本の貿易順位	日本の貿易相手上位15か国+TPP参加国	日本の貿易総額に占める割合	我が国と締結したEPAの関税撤廃率	
			往復貿易額ベース	各国貿易額ベース
1	中国	21.2%		
2	米国	15.1%		
3	韓国	5.6%		
4	台湾	4.7%		
5	タイ	3.8%	90%以上	タイ→日:約92% 日→タイ:約97%
6	オーストラリア	3.7%	約95%	豪→日:約93.7% 日→豪:約99.8%
7	香港	2.9%		
8	ドイツ	2.9%		
9	マレーシア	2.6%	約97%	マレーシア→日:約94% 日→マレーシア:約99%
10	アラブ首長国連邦	2.5%		
11	サウジアラビア	2.5%		
12	インドネシア	2.5%	約92%	インドネシア→日:約93% 日→インドネシア:約90%
13	シンガポール	2.2%	約98%	星→日:約95% 日→星:100%
14	ベトナム	2.2%	約92%	ベトナム→日:約95% 日→ベトナム:約88%
15	ロシア	1.6%		
19	カナダ	1.3%		
20	メキシコ	1.2%	約96%	
29	チリ	0.6%	約92%	チリ→日:約90.5% 日→チリ:約99.8%
35	ニュージーランド	0.4%		
46	ブルネイ	0.2%	約99.9%	ブルネイ→日:約99.99% 日→ブルネイ:約99.94%
50	ペルー	0.2%	99%以上	ペルー→日:99%以上 日→ペルー:99%以上

これまでのTPPを巡る経緯

平成28年10月4日 予算委員会で安倍総理の答弁

日本がそれを批准していく...ということになれば米国だけがおくれていくのではないかと。そうなってくれば、米国が果たしてTPPに入らなくて戦略的にいいのかと。これは当然そうなっていくのだろう。

10月14日 臨時国会の衆議院でTPP承認のための審議入り

11月9日 米国大統領選挙で、共和党のドナルド・トランプ候補の勝利宣言



11月10日 衆議院本会議でTPP協定強行採決し衆議院通過



11月11日 TPP法案が11日参議院本会議で審議入り

11月11日 参議院本会議で安倍総理の答弁

国会で協定が承認され、整備法案が成立することで、自由貿易を推進し、TPP協定の早期発効を目指すべきとの立法府も含めた我が国の意思が明確になります。我が国が主導することで、早期発効に向けた気運を高めていきます。今後、あらゆる機会を捉えて、米国並びに他の署名国に国内手続の早期の完了を働きかけていきます。

11月18日 安倍首相 NYトランプタワーでトランプ次期大統領と会談

「胸襟を開いて率直な会談が出来た。共に信頼関係を築いていくことができる確信を持てる会談だった」

(出典：2016.11.18 産経)

11月21日 トランプ次期大統領がTPPから離脱する意思を表明

(出典：2016.11.22 産経)

12月9日 参議院でTPP法案可決、成立

平成29年1月20日 TPP国内手続き完了、協定事務局のニュージーランドに通知

(出典：2017.1.21 読売)

1月20日 トランプ新大統領就任式



1月23日 トランプ大統領、TPP署名国からの離脱する大統領令に署名



1月25日 参議院本会議で安倍総理の答弁

トランプ大統領も自由で公正な貿易の重要性については認識していると考えており、TPP協定が持つ戦略的、経済的意義についても腰を据えて理解を求めていきたいと考えています。

米国通商代表に対する大統領覚書「TPP交渉及び協定（合意）からの米国の離脱」仮訳

平成29年1月24日
外務省

全ての交渉において、特に米国労働者を含む米国民及びその財産上の福祉を代表し、彼らの利益にかなう経済的に利益のある貿易協定を作っていくことは、自分の政権の政策である。

さらに、自分の政権は、これらの成果を確実にするため、個別の国と直接、一対一（又は二国間）で、今後の貿易協定を交渉していく考えである。他国との貿易は、自分の政権及び米国大統領として自分自身にとって最重要であり、これからも常に最重要であり続ける。

これらの原則に基づいて、かつ、合衆国憲法及び米国の法律により大統領である自分自身に与えられた権限によって、自分は、貴通商代表に対して、米国がTPPの署名国として離脱し、かつ米国が永続的にTPP交渉から離脱するとともに、米国の産業を振興し、米国の労働者を保護し、及び米国の賃金を上げるために、二国間の貿易交渉を可能な限り追求するように指示する。

貴通商代表は、米国がTPPの署名国として離脱し、かつ、TPPの交渉プロセスから離脱する旨、TPP締約国及び寄託者に対して、書面による通知を適切に発出するように指示される。

貴通商代表は、本件覚書を連邦官報に公表する権限が与えられ、かつ指示される。

平成29年1月27日(金)
福島 伸享(民進)
予算委員会
資料 2
出典:外務省資料「TPP交渉及び協定からの米国の離脱」大統領覚書仮訳

日本の主な貿易相手国(2015年)

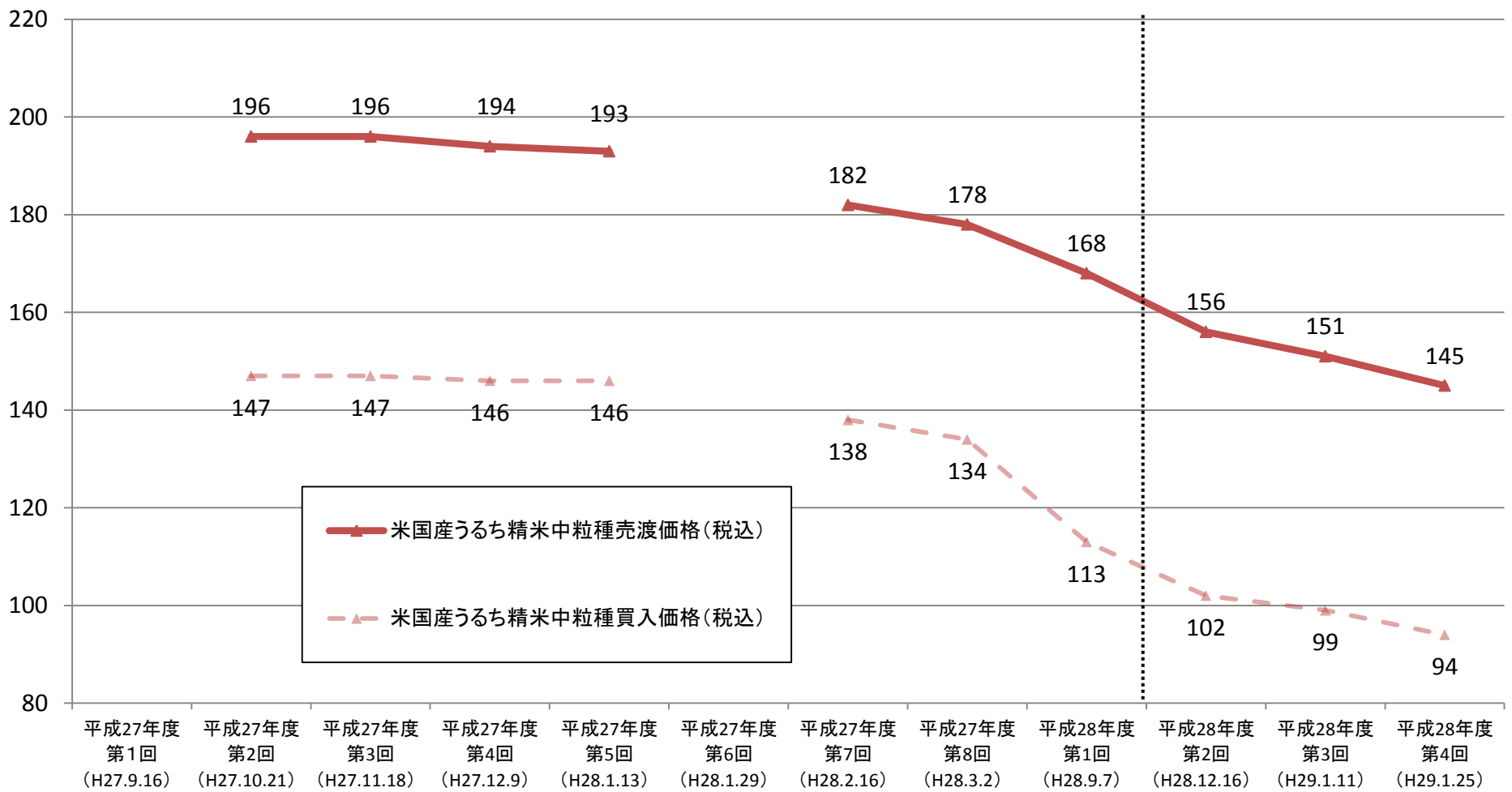
日本の貿易順位	日本の貿易相手上位15か国+TPP参加国	日本の貿易総額に占める割合	我が国と締結したEPAの関税撤廃率	
			往復貿易額ベース	各国貿易額ベース
1	中国	21.2%		
2	米国	15.1%		
3	韓国	5.6%		
4	台湾	4.7%		
5	タイ	3.8%	90%以上	タイ→日:約92% 日→タイ:約97%
6	オーストラリア	3.7%	約95%	豪→日:約93.7% 日→豪:約99.8%
7	香港	2.9%		
8	ドイツ	2.9%		
9	マレーシア	2.6%	約97%	マレーシア→日:約94% 日→マレーシア:約99%
10	アラブ首長国連邦	2.5%		
11	サウジアラビア	2.5%		
12	インドネシア	2.5%	約92%	インドネシア→日:約93% 日→インドネシア:約90%
13	シンガポール	2.2%	約98%	星→日:約95% 日→星:100%
14	ベトナム	2.2%	約92%	ベトナム→日:約95% 日→ベトナム:約88%
15	ロシア	1.6%		
19	カナダ	1.3%		
20	メキシコ	1.2%	約96%	
29	チリ	0.6%	約92%	チリ→日:約90.5% 日→チリ:約99.8%
35	ニュージーランド	0.4%		
46	ブルネイ	0.2%	約99.9%	ブルネイ→日:約99.99% 日→ブルネイ:約99.94%
50	ペルー	0.2%	99%以上	ペルー→日:99%以上 日→ペルー:99%以上

「TPP協定」と「日・ASEAN協定」「日豪協定」の比較

環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)		日・ASEAN協定	日・豪協定
章	分野		
1	一般的定義	○	○
2	内国民待遇及び物品の市場アクセス	○	○
3	原産地規則及び原産地手続	○	○
4	繊維及び繊維製品		
5	税関当局及び貿易円滑化		○
6	貿易上の救済		
7	衛生植物検疫(SPS)措置	○	○
8	貿易の技術的障害(TBT)	○	○
9	投資	○	○
10	国境を超えるサービスの貿易	○	○
11	金融サービス		○
12	ビジネス関係者の一時的な入国		○
13	電気通信		○
14	電子商取引		○
15	政府調達		○
16	競争政策		○
17	国有企業及び指定独占企業		
18	知的財産		○
19	労働		
20	環境		
21	協力及び能力開発	○	
22	競争力及びビジネスの円滑化		
23	開発		
24	中小企業		
25	規制の整合性		
26	透明性及び腐敗行為の防止		
27	運用及び制度に関する規定		
28	紛争解決	○	○
29	例外		
30	最終規定	○	○

米国産SBS価格(うるち精米中粒種)の推移

円/kg



落札数量(トン)	
中粒種	0 36 236 51 620 0 1,297 976 4,866 4,515 5,390 2,767

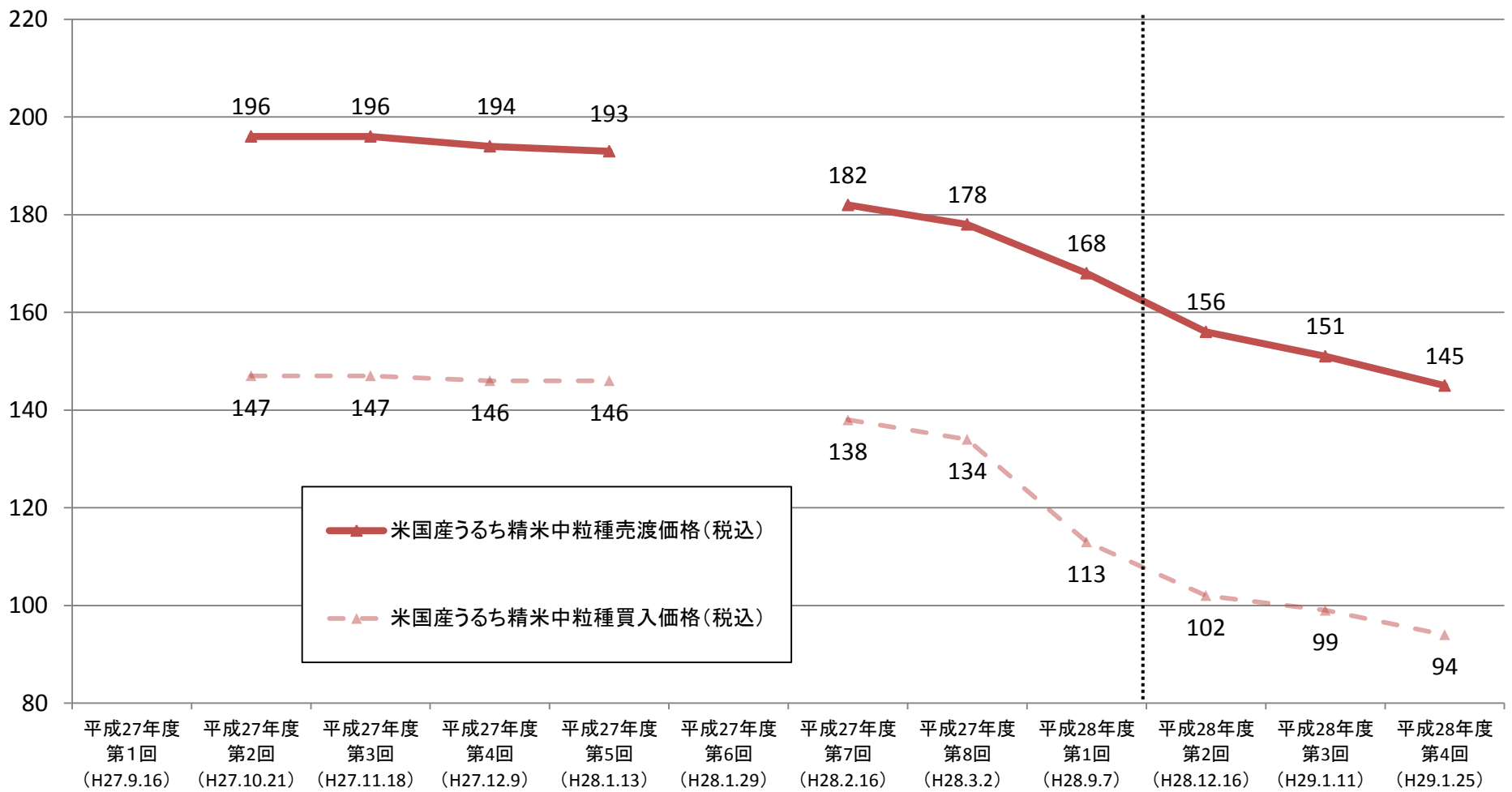
平成29年1月27日(金)衆議院予算委員会 / 議員名 福島伸亨 / 出典 農水省資料「輸入米に係るSBSの結果概要」をもとに福島事務所作成 パネルの写し

「TPP協定」と「日・ASEAN協定」「日豪協定」の比較

環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)		日・ASEAN協定	日・豪協定
章	分野		
1	一般的定義	○	○
2	内国民待遇及び物品の市場アクセス	○	○
3	原産地規則及び原産地手続	○	○
4	繊維及び繊維製品		
5	税関当局及び貿易円滑化		○
6	貿易上の救済		
7	衛生植物検疫(SPS)措置	○	○
8	貿易の技術的障害(TBT)	○	○
9	投資	○	○
10	国境を超えるサービスの貿易	○	○
11	金融サービス		○
12	ビジネス関係者の一時的な入国		○
13	電気通信		○
14	電子商取引		○
15	政府調達		○
16	競争政策		○
17	国有企業及び指定独占企業		
18	知的財産		○
19	労働		
20	環境		
21	協力及び能力開発	○	
22	競争力及びビジネスの円滑化		
23	開発		
24	中小企業		
25	規制の整合性		
26	透明性及び腐敗行為の防止		
27	運用及び制度に関する規定		
28	紛争解決	○	○
29	例外		
30	最終規定	○	○

米国産SBS価格(うるち精米中粒種)の推移

円/kg



落札数量(トン)	
中粒種	0 36 236 51 620 0 1,297 976 4,866 4,515 5,390 2,767

高度人材ポイント制

高度人材ポイント制の対象

(3つの分類)

- ▶ 高度学術研究活動
- ▶ 高度専門・技術活動
- ▶ 高度経営・管理活動

それぞれの特性に応じて、学歴、職歴、年収などの項目ごとにポイントを設け、一定点数（70点）に達した場合に優遇措置の対象とする。

在留資格「高度専門職」

- ▶ 「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の2種類
- ▶ 「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行った者が対象

優遇措置の内容

高度専門職1号

- ▶ 在留期間「5年」の付与
- ▶ 複合的な在留活動の許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

高度専門職2号

- ▶ 在留期間「無期限」の付与
- ▶ 就労資格のほぼ全ての活動を許容
- ▶ 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- ▶ 家事使用人の帯同

共通

平成29年1月27日(金)
福島 伸享(民進)
予算委員会
資料 9-1
出典:法務省入国管理局 高度人材の受入れ

高度人材ポイント計算表

高度学術研究分野		
学 歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者	30
	修士号(専門職に係る博士を含む)取得者	20
職 歴 (実務経験) ※ 従事しようとする研究、研究の指導又は教育に係る実務経験に限る	7年～	15
	5年～	10
	3年～	5
年 収 ※1 主たる受入機関から受ける報酬の年額 ※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入 ※3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照	40
		5
		10
年 齢	～29歳	15
	～34歳	10
	～39歳	5
ボーナス① 〔研究実績〕	詳細は③参照	25
ボーナス②	イノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注1)	10
ボーナス③	試験研究費等比率が3%を超える中小企業における就労	5
ボーナス④	職務に関連する外国の資格等	5
ボーナス⑤	本邦の高等教育機関において学位を取得	10
ボーナス⑥	日本語能力試験N1取得者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注2)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15
合格点		70

高度専門・技術分野		
学 歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者	30
	修士号(専門職に係る博士を含む)取得者(注3)	20
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く)	10
職 歴 (実務経験) ※ 従事しようとする業務に係る実務経験に限る	10年～	20
	7年～	15
	5年～	10
	3年～	5
年 収 ※1 主たる受入機関から受ける報酬の年額 ※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入 ※3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照	40
		5
		10
年 齢	～29歳	15
	～34歳	10
	～39歳	5
ボーナス① 〔研究実績〕	詳細は③参照	15
ボーナス②	職務に関連する日本の国家資格の保有(1つにつき5点)	10
ボーナス③	イノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注1)	10
ボーナス④	試験研究費等比率が3%を超える中小企業における就労	5
ボーナス⑤	職務に関連する外国の資格等	5
ボーナス⑥	本邦の高等教育機関において学位を取得	10
ボーナス⑦	日本語能力試験N1取得者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注2)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15
合格点		70

高度経営・管理分野		
学 歴	博士号又は修士号取得者(注3)	20
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く)	10
職 歴 (実務経験) ※ 事業の経営又は管理に係るものに限る	10年～	25
	7年～	20
	5年～	15
	3年～	10
年 収 ※1 主たる受入機関から受ける報酬の年額 ※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入 ※3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。	3000万円～	50
	2500万円～	40
	2000万円～	30
	1500万円～	20
	1000万円～	10
ボーナス① 〔地位〕	代表取締役、代表執行役ポストでの受入れ	10
	取締役、執行役ポストでの受入れ	5
ボーナス②	イノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注1)	10
ボーナス③	試験研究費等比率が3%を超える中小企業における就労	5
ボーナス④	職務に関連する外国の資格等	5
ボーナス⑤	本邦の高等教育機関において学位を取得	10
ボーナス⑥	日本語能力試験N1取得者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注2)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15
合格点		70

①最低年収基準
高度専門・技術分野及び高度経営・管理分野においては、年収300万円以上であることが必要。

②年収配点表

	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
1,000万円	40	40	40	40
900万円	35	35	35	35
800万円	30	30	30	30
700万円	25	25	25	—
600万円	20	20	20	—
500万円	15	15	—	—
400万円	10	—	—	—

③研究実績

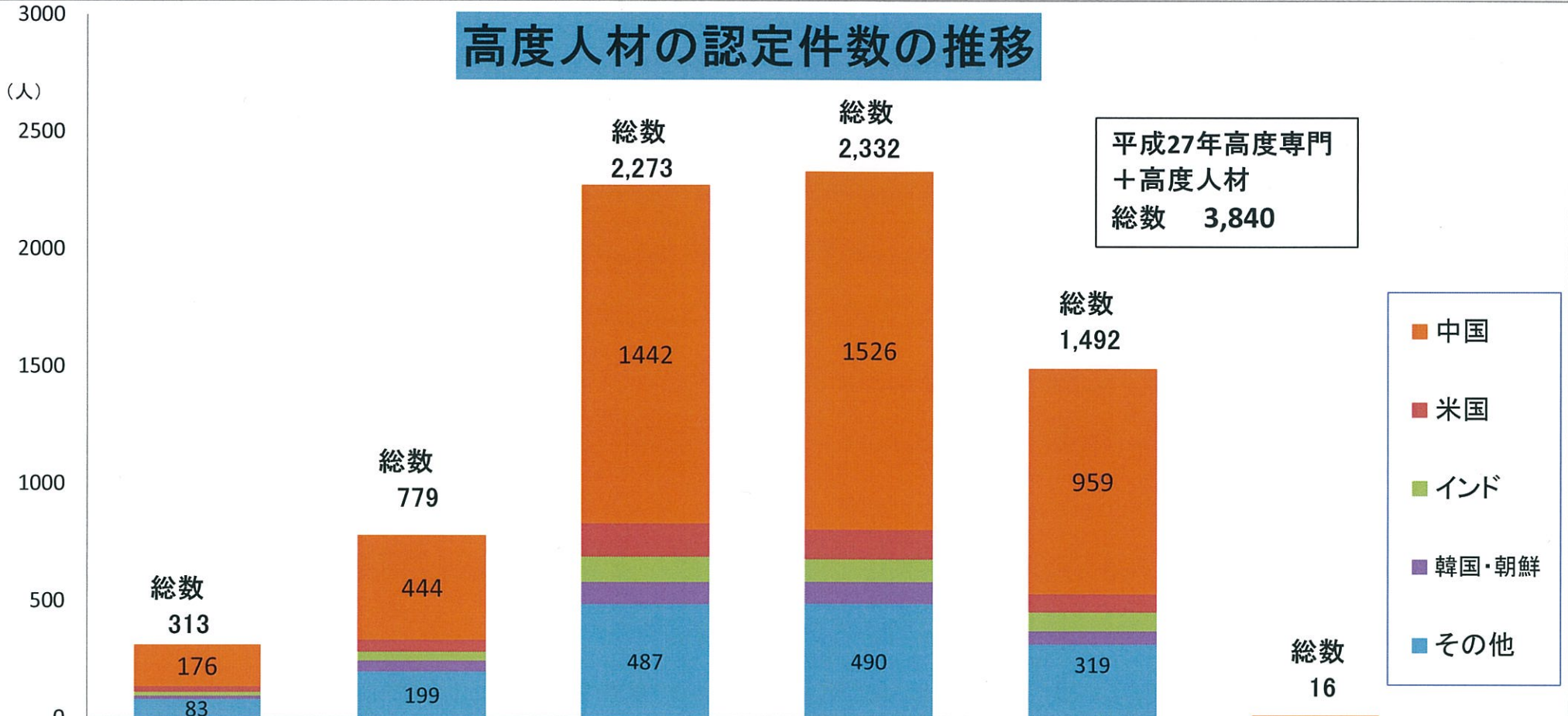
	高度学術研究分野	高度専門・技術分野
特許の発明 1件～	20	15
外国政府からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	20	15
研究論文の実績については、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文(申請人が責任著者であるものに限る。) 3本～	20	15
上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合(著名な賞の受賞歴等)、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイントの付与の適否を判断。	20	15

(注1) 就労する機関が中小企業である場合には、別途10点の加点
(注2) 例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける480点以上の得点
(注3) 経営管理に関する専門職学位(MBA, MOT)を有している場合には、別途5点の加点

※高度学術研究分野については、2つ以上に該当する場合は、

平成29年1月27日(金)
福島 伸享(民進)
予算委員会
資料9-2
出典:法務省入国管理局
高度人材の受入れ

高度人材の認定件数の推移



	平成24年末	平成25年末	平成26年	平成27年高度人材	平成27年高度専門職1号	平成27年高度専門職2号
中国	176	444	1442	1526	959	12
米国	24	51	142	126	78	0
インド	17	38	108	96	80	1
韓国・朝鮮	13	47	94	94	56	0
その他	83	199	487	490	319	3